

福岡県の妨害防止の通知

厚生省とともに福岡県でも妨害防止の周知徹底を図るために次の通知が出されました。

12児第764号

平成12年11月16日

児童養護施設長

各 乳児院長 殿

児童自立支援施設長

福岡県保健福祉部児童家庭課長

(児童福祉係)

「柔道整復師による施術」に係る療養費の支払方法について(通知)

このことについて、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設の入所児童が柔道整復師による施術を受けた場合の支払いについては、これまで、償還払いの方法により行っていました。受診者の便宜を図るため、今後は、下記のとおり受領委任払いの方法もとれることとしましたのでお知らせします。

なお、不明の点がございましたら当課あてお問い合わせください。

記

受領委任払いとは

利用者(施設)が、窓口で受診券を提示し、柔道整復師に請求と受領の委任を行うことにより、柔道整復師から県に請求を行ってもらう方法です。利用者(施設)は現金負担をする必要がありません。